

長崎県庁舎整備基本構想
～県民とともに新しい時代を切り拓く庁舎づくり～

平成23年2月

長 崎 県

はじめに

県庁舎と警察本部庁舎の建設は、県政百年の大計に立つ大事業であり、新しい県庁舎は、県民とともに新しい時代を切り拓く庁舎として長期的展望のもとに整備するものです。

現在の県庁舎と警察本部庁舎は、老朽化、分散化、狭隘化等の課題に加え、災害発生時には防災拠点施設としての役割を果たす必要があることから、その耐震性の確保と適切な機能整備が重要な課題となっており、これらの諸課題を解決するため、これまで長年にわたり県議会等において様々な議論が行われてきました。

これまでの経過や県議会における意見書の趣旨を踏まえ、長崎魚市跡地において新たな県庁舎（行政棟・議会棟・警察棟）を建設するために「**長崎県庁舎整備基本構想 ～県民とともに新しい時代を切り拓く庁舎づくり～**」を取りまとめました。

長崎県は、海に囲まれ多くのしまを持つ海洋県であり、多くの地域課題を抱えています。また、地方分権・地域間競争の時代を迎え、新たな魅力を創出し県内各地域の活力を向上させるためには、県民と行政が一体となって創意工夫し、様々な課題に主体的かつ積極的に取り組むことが重要です。

これらを念頭に置き、県民生活の安全・安心な生活を支える防災拠点施設としての整備はもとより、庁舎の整備によって、より円滑かつ効率的で地方分権・地域間競争の時代に合った行政運営が行われ、その成果が“すべては県民のために”還元されることを目指します。そのために、新たな庁舎を単なる事務所機能だけの建物（ガバナンスオフィス）ではなく、広く県民に開かれ、県民が気軽に訪れて利用できる庁舎（いわゆるシティホールのな庁舎）として整備し、「**県民とともに新しい時代を切り拓く庁舎づくり**」を実現します。

◇ 基本構想策定までの主な経緯

- ➡ 昭和46年12月 「庁舎建設特別委員会」の設置
- ➡ 平成元年3月 「県庁舎建設整備基金条例」の制定
- ➡ 平成9年2月 「県庁舎建設特別委員会（池原 泉委員長）」の委員長報告（長崎魚市跡地を建設候補地とする意見が大勢を占める。）
- ➡ 平成9年9月 高田知事が「新県庁舎の建設場所は、長崎魚市跡地が最適である。」と表明
- ➡ 平成17年12月 長崎市議会及び長崎市長が長崎魚市跡地の公有水面埋立に同意
- ➡ 平成21年2月 「県庁舎整備懇話会」（民間有識者等）の提言（長崎魚市跡地での新庁舎の建設が適当であると考える。）
- ➡ 平成21年5月 「県庁舎整備特別委員会（佐藤 了委員長）」の委員長報告「県庁舎整備に関する意見書」の可決、知事へ提出（新たな庁舎の建設が必要であり、建て替える場合の建設場所は魚市跡地とする。新庁舎の着工については、基本構想の内容などを審議したうえで判断する必要があることから、早急に基本構想を策定すること。）
- ➡ 平成21年6月 金子知事が「県庁舎の整備の基本的な考え方」を表明（建て替える場合の建設場所を長崎魚市跡地として、基本構想の策定に着手する。）
- ➡ 平成21年7月 長崎魚市跡地の埋立工事竣工認可
- ➡ 平成22年2月 「県庁舎整備基本構想案」の策定・公表
- ➡ 平成22年4月 「県庁舎整備基本構想案」に対するパブリックコメントの実施
- ➡ 平成23年1月 「県庁舎整備特別委員会（小林克敏委員長）」の委員長報告「新たな県庁舎の建設に関する意見書」の可決、知事へ提出（「県庁舎整備基本構想」に基づき、長崎魚市跡地において新たな県庁舎（行政棟・議会棟・警察棟）の建設に速やかに着手すること。）
- ➡ 平成23年2月 中村知事が「県庁舎整備の今後の方針」を表明（長崎魚市跡地において新たな県庁舎の建設に着手する。）
「県庁舎整備基本構想」の確定・公表

※ 詳細については、「基本構想策定までの経緯」（44頁参照）に記載しています。

目次

はじめに	
I 基本理念と基本方針	1
1 基本理念	1
2 基本方針	2
II 整備計画	5
1 基本的な事項	5
(1) 敷地の概要	5
(2) 土地利用の基本的な考え方	5
(3) 庁舎等の配置	6
(4) 動線計画	7
(5) 庁舎の概要	7
(6) 駐車場計画	8
(7) 事業費と財源	8
2 施設・設備の整備計画	9
(1) 県民生活の安全・安心を支える庁舎	9
① 防災拠点としての基本性能	9
② 防災拠点としての機能	10
③ 災害対策活動を支援する機能	11
④ 防犯・交通安全のための機能	12
(2) 県民サービス向上のための 機能的で新時代環境共生型の庁舎	15
① コンパクトで低コストな庁舎	15
② 柔軟で経済性の高い庁舎	16
③ 効率的で新たな施策を創り出す執務環境	17
④ セキュリティの確保	17
⑤ 新時代環境共生型の庁舎	18
(3) 県民に優しく、県民が親しみを感じる庁舎	20
① 交流と協働の場となる庁舎	20
② 県民の利便性の確保	22
③ ユニバーサルデザイン	23
④ 県民が身近に感じる議会庁舎	24
⑤ 周辺のまちづくりとの連携、 景観やデザイン等への配慮	24

3 庁舎の規模	26
(1) 行政棟	27
(2) 議会棟	28
(3) 警察棟	29
(4) 駐車場	30
4 事業の進め方	32
(1) 事業手法	32
(2) 事業費と財源	33
① 事業費	33
② 財源	35
(3) スケジュール	35
(4) 基本構想の調整	35
参考資料	
1 県庁舎整備にあたっての参考事項	36
(1) 新しい庁舎とまちづくりとの連携	36
(2) 現庁舎の跡地活用	37
(3) 工事発注等について	40
(4) 行政部門と議会部門の建設形体について	42
2 基本構想策定までの経緯	44
3 基本構想策定の検討体制	60
4 アイデア募集の結果	61
5 パブリックコメントの結果	62
